

# 将来の保険金請求権に対する質権設定

——いわゆる将来債権譲渡等の規定新設を受けて——

竹 濱 修\*

## 目 次

- I 問題の所在
- II 従来の実務取扱い
- III 保険法学説のアプローチ
  - 1. 序説
  - 2. 実務見解が基礎とする理論
  - 3. 実質的同一性説から将来債権質入れ説へ
- IV 将来債権の譲渡に関する判例・学説と改正民法
  - 1. 判例の動き
  - 2. 民法学説の支持
  - 3. 将来債権譲渡担保の理論構成
  - 4. 平成29年改正民法364条・466条の6・467条
- V 改正民法下の将来の保険金請求権に対する質権設定
  - 1. 将来債権の質入れの有効要件
  - 2. 質入れの対抗要件と対抗力取得の時期
  - 3. 将来の保険金請求権への質権設定

## I 問題の所在

債権者は、債権の担保のために債務者から建物の火災保険契約に基づく保険金請求権に質権の設定を受けることがある。この質権の第三者に対する対抗要件は、質権設定者による確定日付のある第三債務者（保険者）への通知または第三債務者の承諾である（民法364条）。この対抗要件が一旦

---

\* たけはま・おさむ 立命館大学法学部教授

は備えられたとしても、継続的に締結される次期（1年ないし数年後）の火災保険契約の保険金請求権については、再び質権設定の合意と対抗要件具備が必要になるとすると、債権者かつ質権者は、いろいろな不利益を被るおそれがある。たとえば、①対抗要件具備の手続を質権設定者が怠るときは、その間に保険事故が発生してしまうと、他の債権者に対して質権者はその質権を対抗できなくなる。②被保険者である質権設定者が支払不能または破産手続申立てとなった場合、その後には質権者が従前どおりの質権設定を受けることはできないから（破産法162条）、次期の保険契約が締結されるとしても、その保険金請求権から優先弁済を受けることはできないであろう。③火災保険契約が更新されるときに、複数の債権者が複数の質権を火災保険金請求権に設定を受けている場合は、先に質権設定の通知または承諾を得られた後順位の債権者が質権者としての順位を逆転させることが可能になる。④火災保険契約の目的不動産に抵当権が設定されているときは、その登記が、更新される火災保険契約よりも前になされているならば、火災発生後の保険金請求権に対して抵当権に基づく物上代位による債権差押えの効力が、更新火災保険契約の保険金請求権に対する質権よりも優先する（最判平成10・1・30民集52巻1号1頁）。さらに、⑤国税徴収法15条との関係では、更新保険契約の保険金請求権に改めて設定される質権については、国税債権の法定納期限が先に来るため、つねに国税債権が優先する結果になる。

そこで、当初の質権設定および対抗要件具備の効力を後の継続的な保険契約にも及ぼすことができないのかが問題になる。損害保険の実務では、後述のように、「継続契約」という概念を用いて、当初の質権設定契約の効力および当初の対抗要件具備の効果が保険者に対する関係では継続契約にも及ぶとする解釈が取られて来た。裁判例にも、これを支持するものがある。しかし、損害保険実務は、保険者以外の第三者に対する対抗要件としては、なお十分ではないという立場で、法的に、より確実な対抗要件が具備されるべきである、つまり、継続契約締結時にも確定日付のある通知・

承諾が第三者対抗要件として必要であるという見解が支配的であった。

このような状況の下で、平成29年改正民法は、現に発生していない債権の譲渡も可能であり、その譲渡も譲渡人が債務者に確定日付のある証書によって通知し、または債務者が承諾すれば、債務者その他の第三者に対抗できること（467条1項）を明らかにするとともに、これを債権質にも及ぼし、同種の手続で債権質を債務者その他の第三者に対抗できるとしている（364条）。

これは、いわゆる将来債権の譲渡・質入れを可能にするものであり、民法に明定されたことによって、実務に相応の安定した法的基礎を与え得るものではないかと思われる。そこで、以下では、いわゆる将来債権の質入れが可能であるという観点から見て、まず、従来の損害保険実務、保険法の見地からのアプローチを検証し、次に、近時の民法学説・判例の展開を確認した後に、改正民法の下で、今後の損害保険の実務がどのように基礎づけられるかを検討することとする。

## Ⅱ 従来の実務取扱い

損害保険契約の保険金請求権について担保のために、質権が設定され、当初の保険契約（以下では、原保険契約という）の保険期間が終了し、次期の保険契約（更新契約）が締結されるとき、原保険契約の保険金請求権に設定された債権質の効力がその後の保険契約のそれにも引き続き効力を有するかが問題となる。実務では、更新契約のうち、更改契約などとは区別して、「継続契約」という概念を設けて、更新契約の中でも原保険契約と相当の継続性があり、かつ保険証券に代えて「(保険契約)継続証」を発行する場合に<sup>1)</sup>、継続契約としてその継続前に設定された保険金請求権に対

---

1) 損害保険料率算出機構が作成した現在の火災保険標準約款（住宅総合保険普通保険約款）38条（保険契約の継続）の注において「新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券を

する質権が継続契約にも引き継がれるとしている。継続契約は、更新契約においても保険金請求権等に設定された質権を継続させるための制度であるといわれる。具体的には、保険契約の主要な要素（保険契約者、保険の受益者、保険保護の対象、対象危険、保険金額等）が更新前契約と同一であり、保険期間に中断がなく、更新契約について保険者が保険証券に代えて「(保険契約)継続証」を発行するものが継続契約である<sup>2)</sup>。

この継続契約に質権の効力を及ぼす法的基礎になるのが、質権設定承認請求書に記載される「継続文言」である。それは、「本保険契約およびその継続契約による保険金請求権のうえに質権を設定する」趣旨の文言のことである<sup>3)</sup>。原保険契約の保険金請求権に質権を設定するときに、債権者は、被保険者との間でこの「継続文言」を含む質権設定契約を締結し、これに保険者の承認を受けたうえで確定日付も取り付ける。このことにより原保険契約の質権は第三者対抗要件も具備すると同時に、将来締結される継続契約についても、その締結を停止条件とする継続契約の保険金請求権の条件付質入れがなされたと解されている。それらの質権は、「継続文言」によって保険者は継続契約にも質権の効力が及ぶことを当初から承認しているため、保険者に対するそれらの対抗要件を具備したものと解されている。もっとも、継続契約の質権の保険者以外の第三者に対する対抗要件は、継続契約後に改めて具備する必要があるとされてきた<sup>4)</sup>。その際は、質権者は、保険契約継続証の質権設定承認裏書によって確定日付を取得している<sup>5)</sup>。

---

ゝに代えることができるものとします。」とされている。実務は、この「継続契約」以外の更新契約を更改契約と呼んで、別扱いとしている。

2) 以上について、「保険質権の実務相談」編集委員会『保険質権の実務相談』（保険毎日新聞社 2012年）267-269頁（以下、『実務相談』と記す）。

3) 『実務相談』270頁。

4) 以上について、安田火災海上保険（株）『火災保険の理論と実務【改訂版】』（海文堂 1978年）380-384頁、『実務相談』270-271頁。

5) 『実務相談』273頁、東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座5火災保険』（有斐閣 1992年）418頁。

もっとも、原保険契約の質権について得た確定日付が継続契約についても第三者に対する対抗要件として効力があるという見解も従来から主張されていたが、これに対する反対説もなお有力と見られたため、実務は、上述のように、継続契約の質権については、改めて確定日付のある通知または承諾を必要と解する立場を採っている<sup>6)</sup>。

### Ⅲ 保険法学説のアプローチ

#### 1. 序説

平成29年改正前民法の下で従来の実務が根拠として来た学説は、理論的には、当然に法的に安全と思われる考え方であるが、学説上は、古くより反対の立場も主張されて来た。すなわち、原保険契約の保険金請求権に質権を設定し、それについて質権者が、対抗要件を得ていれば、継続契約上の質権にも第三者対抗要件を備えた効力があるとする見解である。現在は、おそらく後者の見解を支持する立場の方が多数ではないかと思われる。その理論構成は、相違があるが、原契約と継続契約との同一性論やいわゆる将来債権の譲渡等に関する民法の判例・学説の動向に影響を受けて、歴史的にも変遷している。以下では、実務見解が基礎とする学説と反対説のうち主要な学説との対立関係を検証する。

#### 2. 実務見解が基礎とする理論

実務が基礎とする理論は次のような見解である<sup>7)</sup>。継続契約は、その成

---

6) 『実務相談』273頁。

7) 以下については、村岡二郎「保険契約の継続と質権」金法153号（1957年）201頁、南出弘「火災保険契約の継続と保険金請求権上の質権設定」金法153号（1957年）215-216頁、同「火災保険の継続契約と質権設定の効力」損害保険研究26巻1号（1964年）55-58頁、南出弘＝棚田良平『保険担保の法律と実務』（金融財政事情研究会 1972年）156頁以下、田辺康平＝石田満＝棚田良平＝戸出正夫『註釈 火災保険普通保険約款』（日本評論社 1976年）〔田辺康平〕318-319頁、安田火災海上保険（株）編・前掲書380-384頁、石田

立に当事者の新たな合意を必要とする以上、原保険契約との同一性は認められず、法律上は別個の契約である。原保険契約の保険金請求権に質権の設定を得、対抗要件を具備した質権者は、原則として継続契約について新たに質権設定の手続を必要とし、対抗要件を具備しなければならない。ただ、質権設定承認請求書に上述の継続文言が記載されている場合は、原保険契約の質権設定時に継続契約の保険金請求権についても当事者間で質権設定の合意（継続契約の成立を停止条件とした条件付質権設定の合意）があり、それに基づいて継続契約成立時に質権設定の効力が生ずるので、改めて継続契約締結時に質権設定手続を要せず、また、継続文言の記載された質権設定承認請求書に保険者の承認を得ておけば、保険者に対する関係では、対抗要件が具備される。しかし、原保険契約と継続契約の同一性が認められない限り、保険者以外の第三者に対しては、継続契約成立のつど、改めて保険者の確定日付のある承認を得ておかなければ、対抗できないと解される。継続契約に対する質権設定の効力が生ずる以前に確定日付を得ることはできないからであるとされる。

### 3. 実質的同一性説から将来債権質入れ説へ

#### (1) 裁判例の動向

実務の支配的見解に従うと、継続契約締結のつど、質権者は第三者に対する対抗要件を新たに得なければならず、国税・地方税の滞納による国・地方自治体の権利に優先されたり、上述のように、抵当権の物上代位との関係や質権者間の順位確保の点などで、質権者が不利になるおそれが生じる。

そのような状況下にあつて、この問題に関する2つの下級審判決が現れ

---

▽ 満編『保険と担保』（文真堂 1996年）〔松村寛治〕137-138頁（ただし、松村説は、この立場を支持するものではなく、後に述べる将来債権の質権設定を主張している）など参照。比較的最近でも、実務の解釈が確実であるといわれるのは、石田満『商法Ⅳ（保険法）【改訂版】』（青林書院 1997年）162頁。

た。① 福岡高宮崎裁判昭和 32・8・30 下民集 8 卷 8 号 1619 頁と ② 名古屋高判昭和 37・8・10 下民集 13 卷 8 号 1665 頁である。

① 福岡高判は、継続契約に関する事案ではないので、傍論であるが、原火災保険契約を締結した際の質権設定時に、その後の更新契約についても第三者に対する対抗要件を具備していることを判示した。その理論は明らかではないが、次のようにいう。「元来、火災保険契約は保険期間を一箇年として契約証を作成し、質権設定もこれを基礎としてなされているが、実際は右期間は永年継続し、ただ、その保険料を年々更新しているのが一般取引の通例となっていることが認められる。かような取引の通例の場合、最初火災保険契約を締結した際になされた質権設定の時、即ち、質権設定を年々更新する以前の最初の質権設定をした時が質権設定の第三者に対する対抗要件を具備した時であると解するのが、取引の通念に照らし、相当である」という。これは、原契約と継続契約を実質的に同じか、原契約を延長しているような捉え方をしているように見受けられる。

次に、② 名古屋高判は、保険者以外の第三者が関係する事案ではなく、保険者との間の対抗要件の問題ではあるが、原火災保険契約の保険金請求権に質権を得た信用金庫 X が Y 保険会社の承認（継続契約の質権設定の承認も含む）を得ていた場合に、継続契約に基づく X の保険金請求に対して、これを認容した。その理論は、必ずしも明らかではないが、「右新保険契約と旧保険契約との関係が、いわゆる継続保険の性質を有し、旧保険契約上の質権設定の効力が当然新保険契約にも存続し、X は、右新保険契約上の質権をもって Y に対抗し得ることは前段説明のとおりである。」という。この「前段説明」とは、当該保険「会社における取扱の実際として、およそ保険契約の保険期間の満了後引続き同一内容の契約が締結せられる場合には、次の両様の手続が存すること、すなわち、継続契約又は保険契約の継続と称し、新契約について改めて保険証券の発行をせず、単に継続保険料領収証の交付をもってこれに代える方式と、更改契約又は保険契約の更改と称し、新契約について改めて保険証券を発行する方式との二種の手続

があること、そして、前者の手続、即ち継続契約の方式による場合には、旧保険契約に存した保険金請求権に対する質権設定の承認、又はいわゆる抵当権者特約条項の承認は、その儘新保険契約の上にも効力を及ぼし保険の目的物件につき保険事故が発生した際、保険金請求権につき質権を有する債権者又は保険の目的の上に抵当権を有する債権者は、当然に保険金から優先弁済を受け得る地位にあることが認められる。」とするものである。

これらの判決は、新旧の保険契約を当事者間の合意に基づき実質的に同一のものと捉える考え方を基礎にしているように窺われる。これらの判決を受けて、学説は、いわゆる実質的同一性説を説くものが有力となった。

## (2) 実質的同一性説

実質的同一性説は、継続契約の成立には当事者間の合意が改めて必要であるが、この合意は既存の保険契約関係を延長する旨の合意であって、保険契約関係はその前後を通じて同一性を維持すると解することも可能ではないかという考え方である<sup>8)</sup>。保険期間は便宜上定型化されたにすぎないものであり、被担保債権の存在する限り質権設定者は質権者に不利にならない条件で新契約を締結する義務もあるから、新旧の保険契約に同一性が失われないとみる立場である。とくに質権設定承認請求書の継続文言の記

---

8) 古山昭一「火災保険契約の継続性についての一試論」金法168号(1958年)198-199頁、堀内仁「継続契約と保険金請求権に対する質権の効力」銀行研究384号(1963年)61頁、中西正明「火災保険契約の継続と旧契約上の質権」銀行取引判例百選(有斐閣 1966年)153頁、我妻栄ほか『判例コンメンタールⅢ 担保物権法』(日本評論社 1968年)〔三藤邦彦〕188-189頁、田辺康平「火災保険契約の継続と質権」金法689号「金融法務100講」(1973年)107頁、柚木馨=高木多喜男『担保物権法〔新版〕』(有斐閣 1973年)154-155頁等。西島梅治『保険法』(筑摩書房 1975年)270-271頁は、結論同旨であるが、実質的同一性説の理論構成を支持されるのかは明らかではない。また、鴻常夫「保険金債権に対する抵当権の物上代位と保険金請求権上の質権との関係について」ジュリ141号(1957年)30頁は、「前契約に特別の条項を付け加えることによって、継続契約をして法律的にも前契約と同一性をもたしめることは不可能なことではなく、そのような場合には、控訴審判決のいうように前契約上の保険金請求権上の質権の第三者對抗要件がそのまま継続契約上のそれとしての意味をもつと解する余地が十分にあると思う。」といわれる。

載とそれに基づく保険者の承認（確定日付の取得）によって、将来その保険契約が合意により延長された場合にも、保険契約継続証の引渡しによりそれに基づく保険金請求権に対する質権が成立し、継続契約は原契約と同一であるから、予め得てある保険者の確定日付ある承認が当然に継続契約に基づく質権設定についてその効力が認められ、保険者以外の第三者にも対抗しうると解するものである。さらに、上記の2判決後に出された第一判昭和40・10・7民集19巻7号1705頁が、質権が設定された定期預金債権が書き換えられた場合において質権が当該新定期預金債権にも及ぶと判示されたことも実質的同一性説を後押しする面があると思われる<sup>9)</sup>。

この見解は、保険者との関係では質権の効力について相当の説得力を有するが、質権の保険者以外の第三者に対する対抗力を確保する上で、どの範囲の更新契約に同一性理論が妥当するのか、また継続契約の同一性理論の確実性にお懸念があるとも見られることから<sup>10)</sup>、実務では十分に受入れられず、他方で、従来、いわゆる将来債権の質入れという構成が唱えられてきた。将来債権の譲渡が可能であるという理論や判例を踏まえて主張されてきたものである。これは、民法理論や将来債権に関する判例の展開によって大きく影響を受ける。初期に唱えられた段階では、大判昭和9・12・28民集13巻23号2261頁がその重要な拠り所でもあった。近時は、将来債権の譲渡担保に関する判例が大きく展開され、最終的には、今次の改正民法に取り入れられることとなった。この経緯は、項を改めて述べることとし、まずは、従来の将来債権質入れ説を見ておこう。

---

9) この点については、松村寛治「火災保険の継続契約と質権設定」石田満編集代表『田辺康平先生還暦記念 保険法学の諸問題』（文眞堂 1980年）310頁以下参照。

10) たとえば、山下朝一「火災保険契約の継続と当初の契約上の保険金請求権上に設定せられた質権設定承認の効力」金法357号（1963年）339頁は、保険者、保険契約者、質権設定者の三者間で同一の債務と見ようとの合意は、この三者間では有効であるが、これを第三者の間にまで効力を及ぼすのは無理であり、第三者に対する関係では新旧両債務がその同一性を維持する関係にあるものとは解し得ないという。

### (3) 将来債権質入れ説

いわゆる将来債権の質入れ説は、継続契約は原保険契約の延長ではなく、別個独立の新たな契約であり、質権設定承認請求書の「この保険契約および継続契約に基づく保険金請求権の上に質権を設定しました」との記載は、原保険契約の保険金請求権および将来の保険契約に基づく保険金請求権にいわば複数的に質権を設定する趣旨であるという<sup>11)</sup>。継続契約の保険金請求権は、いわゆる「将来の債権」であり、将来の債権も譲渡が可能であり、それを質権の目的とすることも可能である。原保険契約の保険金請求権も継続契約のそれも等しく不確定性をもつ将来の債権に属し、量的差異にすぎない。前者の質入れの対抗要件が現時の確定日付のある質入承認書で足りる以上、後者の質入れの対抗要件も同様に解してよい。したがって、将来の債権として継続契約に基づく保険金請求権につき、その発生以前に質権を設定する契約は有効であり、平成15年改正前民法363条<sup>12)</sup>の債権質の要物契約性についても、将来の債権の質入れをする段階では、債権の証書はなく、保険証券も証拠証券にすぎないから、公示的な意味があるわけではなく、その質権設定に支障はない<sup>13)</sup>。第三者に対する対抗要件は、確定日付ある証書によって保険者に通知しまたは承諾を受けることを要するが、この対抗要件は、保険者の保護を第一義とし、併せてその他の第三者との間の権利の優劣を決定する基準を与えることを目的としているのであって、保険者が未成立の継続契約についての質権設定を承認している以上、保険者の保護に問題なく、第三者保護にも懸念はない。

---

11) 将来債権の質入れ説を主張された当初の公表論文としては、市川久仁「継続契約の保険金請求権に対する質権設定」損害保険研究18巻3号(1956年)104頁以下。これをさらに理論的に整理されたのが、中馬義直「保険金債権と物上代位」損害保険研究21巻3号(1959年)32頁以下。

12) 当時の民法363条は「債権ヲ以テ質権ノ目的ト為ス場合ニ於テ其債権ノ証書アルトキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス」としていた。

13) もっとも、市川・前掲論文127-128頁は、継続契約が成立した段階では継続保険料領収証が交付されるから、これを従前の保険証券に加えて補足的に交付を受ける必要があるという。

このような見解が基礎にしていたのは、いくつかの大審院判例である。古くは、大判明治43・2・10民録16輯84頁が、株主の利益配当請求権の譲渡につき、その譲渡契約が債権の発生前であっても「当事者ノ意思カ債権発生シテ其移転ノ可能トナルヲ条件トシテ移転ノ効力ヲ生セシムルニ在ルニ於テハ契約締結当時ニ在テ移転ノ不能ナルコトハ契約ノ効力ヲ妨ケサルモノトス何トナレハ此場合ニ於テハ当事者ノ意思不能ノ給付ヲ以テ契約ノ目的トナスニ在ラサレハナリ」とするものに始まり、大判昭和5・2・5新聞3093号9頁が、賃料債権について、「賃料ハ物ノ使用収益ニ対スル報酬ナルヲ以テ将来ノ期間ニ対スル賃料請求権ハ右ニ所謂将来ノ請求権タルニ論無く從ヒテ将来ノ請求権ソノモノトシテ有効ニ其ノ譲渡ヲ為スヲ得ルト共ニ賃料ノ支払ハ其ノ完全ナル権利トナリタル以後ニ於テノミ之ヲ請求スルヲ得ル」と判示した。続いて、大判昭和9・12・28民集13巻2261頁が、合名会社の社員の残余財産分配請求権および転業資金分配請求権につき、同社が解散する前にそれらの譲渡契約を締結していた場合に、「将来ノ債権ニ付テモ譲渡契約ハ有効ニ之ヲ為シ得ヘク此ノ場合ニハ後日債権カ譲渡人ニ付成立シタルトキ何等ノ行為ヲ要セスシテ譲受人ニ移転スルモノトス而シテ債権譲渡ノ通知ハ譲渡行為アリタル事実ノ通知ニシテ債権移転ノ法律上ノ効果ヲ通知スルモノニ非ス從テ将来ノ債権ニ付譲渡契約アリタル場合ニハ債権成立前ト雖譲渡人ハ有効ニ譲渡ノ通知ヲ為シ得ヘク此ノ通知カ確定日附アル証書ヲ以テ為サレタルトキハ之ニ依リテ譲受人ハ後日債権成立セハ其ノ債権ヲ取得シタルコトヲ債務者其ノ他ノ第三者ニ対抗シ得ヘキ法律上ノ地位ヲ有スルニ至ルモノトス」と述べて、明確に将来の債権の譲渡とその対抗要件のあり方までを判示していた。民法学説もこれを支持していた模様である<sup>14)</sup>。

---

14) 当時の本件判例批評として、近藤英吉・判批・民商1巻6号（1935年）169頁以下、有泉亭・判批・民事法判例研究会編『判例民事法（14）昭和9年度』（有斐閣 1941年）546-547頁が判旨賛成の批評をし、於保不二雄「将来の権利の処分（二・完）」法学論叢34巻2号（1936年）239頁も積極的に賛同している。

しかし、従来の実務の理論的見解<sup>15)</sup>は、上述の判例が認めている利益配当請求権や残余財産分配請求権のように確実な基礎が保険契約の継続契約にはないのではないかという疑問から、継続契約に基づく保険金請求権が将来の債権といえないのではないかという疑いを払拭できないという。継続契約は新たな合意によって成立する別個の契約であり、このような将来の未必の契約に基づく保険金請求権は、原保険契約の期間中において将来の権利と称しうる根拠があるのか、単なる事実上の期待にすぎないのではないかという見方である。

このような膠着状態の中、学説は、将来の債権の譲渡の理論を支持する見解が増えて行った。この学説は次のようにいう<sup>16)</sup>。継続契約の成否は当事者の意思にかかっているが、その保険金請求権について将来の債権としての質入れの可能性を否定すべきでなく、当事者間には何ら法的拘束はなくとも、事実的背景から継続契約の締結の可能性が社会観念上十分に認められ、その特定性、財産性があり、実際の必要性から見てもこれを肯定すべきである。将来の債権の質入れには、条件付権利に関する民法129条が類推適用され、その質入れの対抗要件としては継続契約上の保険金請求権が質入れされた事実そのものが確定日付をもって保険者に通知・承諾されればよく、その後、継続契約が成立したときに、改めて通知・承諾は要しないと解すべきである。質権者は、継続契約の成立と同時に当然に質権を取得し、保険者はそれを認識すべき地位にあり、保険者以外の第三者も質権者の期待権を侵害する範囲で保護を受けられないから、いずれも不測の損害を受けるおそれはない。したがって、継続文言を付して原保険契約の保険金請求権を質入れし、確定日付を取り付けた段階で、第三者に対する対抗要件を具備すると解される。

---

15) 以下の点を明確に述べるのは、南出弘「債権保全の立場から見た——火災保険の継続契約とその合理性」損害保険研究19巻4号(1957年)80頁、南出＝棚田・前掲書161頁。

16) 古瀬村邦夫・判批・東京大学商法研究会編『商事判例研究(13)昭和37年度』(有斐閣1972年)86-87頁、松村・前掲注9)論文286頁以下、岩原紳作・判解・鴻常夫＝竹内昭夫編『損害保険判例百選』(有斐閣1980年)89頁等。

さらに、最判昭和53・12・15判時916号25頁が、診療担当者・医師の診療報酬支払担当機関に対する将来の診療報酬債権は、一定額以上が安定的に確実に期待されるものであって、遠い将来のものでなければ、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであり、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって有効に譲渡できると判示した。本件では、支払担当機関にその譲渡が通知されていた。将来の債権の質入れ説は、将来債権譲渡の対抗要件は当該債権の発生以前に具備することが可能であることがこの判例によっていっそう明らかになったとして、質権設定時にこの対抗要件を備えれば、当然に将来の保険契約の保険金請求権にも及ぶとした<sup>17)</sup>。

最終的には、将来の債権として継続契約上の保険金請求権が質入れの対象となり、原保険契約の保険金請求権を質入れする段階で、確定日付を得て前者も併せて質入れの効力とともに対抗要件を具備することが法的に確実にできるかどうかが焦点となっていた。これは民法上の問題でもある。また、民事執行実務では、上記の最判昭和53・12・15が将来1年分の診療報酬債権の譲渡を有効と認めたことを受けて、1年間の限度で将来債権の差押えを認める限定的な取扱いがなされていた<sup>18)</sup>。このような状況も簡単には将来債権の質入れが一般的には認められにくい事情になっていたと思われる。そこで、以下では、並行して進んでいた将来の債権の譲渡等に関する民法の判例・学説の進展と、最終的な平成29年改正民法（以下、単に「改正民法」という）の規制を順に概観する。

---

17) 卷之内茂「保険契約と債権保全をめぐる諸問題（上）」金法1415号（1995年）11-12頁、道垣内弘人「保険契約に基づく権利の担保化（下）」金法1420号（1995年）30頁。

18) 札幌高決昭和60・10・16判タ568号82頁、東京地裁債権執行等手続研究会「将来発生する債権に対する差押えについて」判タ791号（1992年）39頁〔今井隆一〕。

## Ⅳ 将来債権の譲渡に関する判例・学説と改正民法

### 1. 判例の動き

判例が大きく動いたのは、最三判平成11・1・29民集53巻1号151頁<sup>19)</sup>による。本判決は、将来に発生すべき診療報酬債権の一部を目的として債権譲渡契約が行われた事案であり、その将来の債権の譲渡を有効であるとし、これにつき確定日付ある証書による譲渡通知が行われていることによって第三者に対する対抗要件も具備しているとする。しかも将来発生すべき債権の譲渡契約の有効要件に関する一般的な基準を判示しており<sup>20)</sup>、最も重要な判決の一つとなっている。

本判決はその基準について次のようにいう。「債権譲渡契約にあつては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである。……(中略)……将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあつては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生の基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下における債権発生の可能性の程度を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲受人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及により清算することとして、契約を締結するものとみるべきであるから、右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。」もともと、将来債権

19) 本判決の詳細な解説として、八木一洋・判解・曹時52巻6号(2000年)204頁以下。

20) 本判決は、前掲最判昭和53・12・15は、当該事案の下で、契約後1年間に支払担当機関から医師に対して支払われるべき診療報酬債権を目的とする債権譲渡契約の有効性を肯定すべきものとしたにとどまり、将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約の有効性に関する一般的な基準を明らかにしたものとは解し難いと述べている。

の譲渡契約についてその期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等を著しく制限したり、他の債権者に不当な不利益を与えるなどの特段の事情があるときは、公序良俗に反するなどとしてその効力の全部または一部が否定されることがあるという<sup>21)</sup>。

続けて、最一判平成13・11・22民集55巻6号1056頁<sup>22)</sup>が、集合債権の譲渡担保の事案において、将来生ずべき債権の譲渡についても、その第三者対抗要件の具備は指名債権譲渡の対抗要件（改正前民法467条2項）の方法によることができると明確に判示した。

この判例論理が一貫され、国税債権との関係においても、最一判平成19・2・15民集61巻1号243頁<sup>23)</sup>が、将来発生すべき債権の譲渡担保が国税の法定納期限以前に行われているときは、その対抗要件が具備されている限り、国税債権に優先することを認めた。すなわち、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、原則として有効なものである（最高裁平成9年（オ）第219号同11年1月29日第三小法廷判決・民集53巻1号151頁参照）。また、将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができるのである（最高裁平成12年（受）第194号同13年11月22日第一小法廷判決・民集55巻6号1056頁参照）。

---

21) 本判決に至るまでの判例・学説の動向について、八木・前掲判解209-217頁参照。

22) 本判決の詳細な解説として、三村晶子・判解・曹時55巻12号（2003年）227頁以下。

23) 本判決の詳細な解説として、増田稔・判解・曹時61巻8号（2009年）119頁以下。

以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法24条6項(現行8項=筆者注)の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。」

このようにして、将来発生すべき債権の譲渡・譲渡担保が可能であり、第三者に対する対抗要件も民法467条の方法で可能であることが判例によって確立された。

## 2. 民法学説の支持

民法学説の多数は、その理論構成とどの範囲までの将来債権譲渡等を認めるのかの問題はあるが、これらの判例の結論を支持した。

すでに前述の最判昭和53・12・15の後に、学説上は、債権発生原因の法律関係がまだ存在していない場合でも、譲渡対象の債権を確定できるだけの基準が明確であれば、その譲渡性を承認してもよく、債権発生の可能性さえ譲渡契約の有効要件とはしない有力説があった<sup>24)</sup>。現実に発生した債権をめぐる争われているときに、契約時にその発生可能性がなかったという理由で契約を無効とするのは不自然であるからである。上記最判平成11・1・29は、この有力説に沿う中身も含んでおり、民法学説は、これを支持し<sup>25)</sup>、債権発生の可能性・確実性を決定的基準とするのではなく、

---

24) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)」NBL234号(1981年)10頁等。

25) 内田貴『民法Ⅲ 第3版 債権総論・担保物権』(東京大学出版会 2005年)214-217頁、中田裕康『債権総論 新版』(岩波書店 2011年)542頁、道垣内弘人『非典型担保法の課題』(有斐閣 2015年)158頁以下等。上記最判平成11・1・29までの将来債権譲渡に関する判例・学説の展開については、池田真朗「将来債権譲渡の効力(上)(下)」

譲渡対象になる将来債権の特定性は必要であるが、その譲渡契約の内容の確定性、換言すれば、将来債権を取引対象とすることに伴うリスクを契約当事者間でどのように考慮したのかを規準として、その有効性を判断すべきであるとしたものと理解する<sup>26)</sup>。これらの学説は、集合債権譲渡担保の場合を主眼にして検討されていたものであり、実際的な必要性からこれをどの範囲・方法で肯定するのが適切かという観点からも考察されていた<sup>27)</sup>。改正前民法467条の方法により譲渡契約時に具備した対抗要件が、第三者に対して効力を有し、国税債権等との関係でも、その対抗要件の具備によって将来債権の譲渡担保権者が優先されるという結論が支持された。これらの結論をどのように理論構成するのかについては、議論がある。

一つは、譲渡された将来債権は、いつ譲受人に移転するのかという移転時期とその取得の性質（承継取得か原始取得か）の問題であり、もう一つは、将来債権譲渡（担保）契約の時点で何が譲受人に譲渡されたのかという問題である。前者は、契約時移転説と債権発生時移転説が対立してい

---

↘ NBL 665号（1999年）8頁以下、666号（1999年）27頁以下、上記最判平成19・2・15段階での判例・学説については、新美育文＝シェルマトフ・ウルグベック・判批・判タ1249号（2007年）38-41頁が詳しい。なお、前掲最判平成11・1・29以降の一連の最高裁判例を踏まえて、保険契約の角度から、将来債権の譲渡担保を認める立場を詳述するものとして、藤井卓治『船舶保険の譲渡担保』（保険毎日新聞 2014年）116頁以下がある。

26) 潮見佳男・判解・『民法判例百選Ⅱ債権〔第7版〕』（有斐閣 2015年）59頁、下村信江・判解・『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣 2018年）55頁等。もっとも、角紀代恵・判解・『平成11年度重要判例解説』（有斐閣 2000年）83-84頁は、本判決は将来債権の譲渡の有効性の要件として債権発生の可能性を要求していないと言い切ってよいのか、疑問なしとしないともいう。

27) 集合債権譲渡担保に関する研究は多数にのぼる。田邊光政「集合債権の譲渡担保」別冊NBL 10号『担保法の現代的諸問題』（1983年）68-74頁など参照。前掲最判平成13・11・22に関する論考として、千葉恵美子「いわゆる流動型集合債権譲渡担保と対抗要件——最判平成13・11・22を契機として」ジュリ1223号（2002年）72頁以下、池田真朗・判批・私法判例リマークス25号（2002年）30-33頁、伊藤眞「集合債権譲渡担保と事業再生型倒産処理手続 再考——会社更生手続との関係を中心として」曹時61巻9号（2009年）1頁以下、角紀代恵・判解・『民法判例百選Ⅰ 総則・物権〔第8版〕』（有斐閣 2018年）202-203頁などがある。

た。これらは、密接に関連する問題であり、移転時期いかんによっては国税債権等に劣後するおそれや破産手続開始前の将来債権譲渡担保の効力がその開始後に発生する債権に及ぶか否かなどの問題もあった。実際に最判平成19・2・15の原審(東京高判平成16・7・21民集61巻1号273頁)は、移転時期につき債権発生時説を採ることによって、譲渡担保権者が国税債権の法定納期限後に債権を取得するので、国税債権に劣後するとの判断をしていたからである。これらの論点は、本稿の考察する中心的課題ではないが、将来債権の質入れの理論構成にも影響するので、概観しておこう。

### 3. 将来債権譲渡担保の理論構成

#### (1) 移転時期と取得の性質

(a) 契約時移転説は、取得していない権利について対抗要件具備だけが先行するのは論理矛盾であるとし、将来債権も譲渡人が有する現在の財貨であるという考え方である<sup>28)</sup>。これに対して、(b) まだ発生していない債権が移転するというのは矛盾のある構成であり、移転時期はやはり債権発生時点であるという立場がある<sup>29)</sup>。これらの他に、(c) 譲渡契約の発生原因となる法律関係に基づいて債権発生時に原始的に債権者となる法的地位が契約時に移転していると解する立場がある<sup>30)</sup>。将来債権について債権者となる地位が譲渡契約に基づいて譲渡契約時に一つの財貨として将来債権が移転するのであり、譲受人のもとでその債権が発生すると解する見解<sup>31)</sup>もこれ類する立場であろう。さらに、(d) 将来債権の譲渡担保契約が

---

28) 池田真朗『債権譲渡法理の展開』(弘文堂 2001年) 379頁、同「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」金法1812号(2007年) 32-33頁等。

29) 新美=シュルマトフ・前掲判批42頁、安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第3版〕』(有斐閣 2019年) 438頁(債権そのものがまだ発生していないのに、契約時に債権が移転したという考え方は成り立たないとされ、判例は、譲渡担保設定者が将来発生する債権に関する地位を確定的に変更したという点を重視しているとされる)等。

30) 中田・前掲書545頁等。

31) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社 2017年) 368頁。

締結されたときは、具体的な債権の発生前であっても、目的債権の帰属の変更という「債権譲渡の効果」が確定的に生じており、その結果、譲渡担保設定者は目的債権の処分権を失い、他方で、譲渡担保権者は当該債権が発生したときにこれを当然に取得しうる法的権能を有することになるとして、目的債権は、譲渡担保設定者の責任財産から逸出し、譲渡担保財産となっているという見解がある<sup>32)</sup>。

学説は、譲受人の下で譲渡された債権が発生する原始取得説が有力に唱えられているが<sup>33)</sup>、(d)説に立って、将来債権の譲渡においては債権の発生にその帰属変更が先行するだけであって、当該債権の発生原因は譲渡人が締結した契約であるから、その譲渡は当該債権の特定承継に当たるという見解もある<sup>34)</sup>。

## (2) 譲渡（担保）された対象

将来債権も一定の財貨であると見る立場も有力であるが、具体化していない段階の、しかもその基礎となる契約などの法律関係が成立していない段階では、財貨といっても、期待のレベルであるともいえない。そうすると、具体的に債権が発生した段階でないと、それは移転しないのではないとも考えられる。しかし、前掲最判平成19・2・15がいう「譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されている」という文言および「譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得するこ

---

32) 森田宏樹・判解『平成19年度 重要判例解説』（有斐閣 2008年）75頁。池田貞朗「将来債権譲渡担保における債権移転時期と、譲渡担保権者の国税徴収法24条による物的納税責任——東京高判平16・7・21の検討——」金法1736号（2005年）16頁も同種の考え方はないかと見られる。

33) 潮見・前掲注31) 書368頁。

34) 森田宏樹「将来債権譲渡」潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解改正民法』（商事法務 2018年）284頁。

とができる」という「将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位」という表現や、そのような地位を譲渡担保権者に与える契約によって何らかの法的権利が移転していなければ対抗要件をその時点で具備できるとすることになりにくいこと、さらには、国税徴収法24条8項にいう「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産になっている」とされることからすると、何らかの権利が契約時に移転したと解する立場が素直ではあろう。判例の見解は、「将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位」が譲渡担保契約によって生ずると解する立場であると見られるからである。上述の(c)説は判例の見解を概ね支持するものと考えられる。しかし、その法的地位とは何かを問い詰めると、(d)説がいう目的債権の処分権の移転であると解するのが、現段階では理論構成上理解し易いと思う。これに疑問を呈する見解も相当にあるが<sup>35)</sup>、この処分権は、所有権を始め財産権につき法主体に認められる法的権能といわれ、当該財産権の内容を構成するものではなく、その法主体への排他的な帰属関係に基づくと解されている。この処分権が当該財産権の内容であるとする、処分権の行使の対象に処分権が含まれるという論理矛盾が生じるからである<sup>36)</sup>。

35) 白石大「将来債権譲渡の対抗要件の構造に関する試論」早法89巻3号(2014年)139-140頁は、およそ債権の発生原因たる契約すら締結されていない段階で、その債権の「処分権」や「債権者となる地位」を語ることが可能なであろうかと疑問視され、「発生していない権利は移転できないはずである」という根源的な批判に十分な応答がなされていないのではないかといわれる。この論点に関する検討として、森田修編『新注釈民法(7)物権(4)』(有斐閣 2019年)〔角紀代恵〕602-605頁(以下、角・新注釈民法(7)と記す)参照。

36) 以上については、森田・前掲注34)281-283頁、森田宏樹「事業の収益性に着目した資金調達モデルと動産・債権譲渡公示制度」金融法研究21号(2005年)86-89頁、同「処分権の法的構造について」高翔龍ほか編『星野英一先生追悼 日本民法学の新たな時代』(有斐閣 2015年)463頁以下(ここでは、かつて於保不二雄博士が展開された財産管理権における処分権能の考え方なども考察されている)など。河上正二『担保物権法講義』(日本評論社 2015年)392頁は、判例をおよそこの見解で説明可能ではないかとする。これに対して、増田・前掲判解129頁は、「本判決は、譲渡担保の目的とされた将来債権の移転時期に関する民法上の論点については判断を留保し、あくまで国税徴収法の解釈問題として、上記の法理を述べたものと解するのが相当であろう。」という。山本和彦・判

もっとも、譲渡担保権者が第三者に対する関係で自身の権利を対抗できればよいことからすると、将来債権譲渡担保において債権の移転時期やその法的性質の議論は、理論上は問題となっても、実際問題の解決にどれほど有効であるのかは必ずしも明らかではない<sup>37)</sup>。その意味では、譲渡対象となる将来債権の範囲の問題としては、その解決に現状では直接的影響があまりないともいえよう。そのため、譲渡契約時に債権が移転するとしても、後に現実に債権が発生しなければ担保として無意味であり、債権発生時にはじめて債権が移転するとしても、債権譲渡時に第三者対抗力の発生さえ認められれば、それで解釈上の問題はないともいわれる<sup>38)</sup>。

以上のような理論構成上の論点はあるが、判例法理が作り上げた結論については大方の支持があったことから<sup>39)</sup>、平成29年改正民法では、判例法理に基づく将来債権譲渡に関する条文が新設され、将来債権が債権質の対象にもなり得ることが明定された。

#### 4. 平成29年改正民法364条・466条の6・467条

将来債権の譲渡とは、将来発生する債権を売買等によって譲渡し、またはこれを担保に供する目的で譲渡することをいい、旧法下では、大審院判例・学説が上述のように、将来債権の譲渡も可能であるとしており、有効に譲渡できると解する見解が有力ではあったが、旧466条の「債権は、譲

---

ㄨ 解『租税判例百選（第5版）』（2011年）215頁も、債権発生時に当然に債権が移転するのであれば、国税徴収法24条8項の解釈として、契約時に「譲渡担保財産となっている」というものとして、契約時移転説でなくとも、判旨の結論は導き得るといわれる。

37) 角・新注釈民法(7)604-605頁参照。

38) 安永・前掲書438頁。シンポジウム「動産・債権譲渡公示制度の整備に向けて」〔鎌田薫発言〕金融法研究21号（2005年）127-128頁も、将来債権の譲渡においてその移転時期を論じるにはあまり意味がなく、債権が発生していない段階ではそもそも債権譲渡の対抗問題は生じないので、結局、対抗要件の効力が現れるのは、債権発生後であって、対抗要件具備の先後が優先順位を決定する基準といえは足りるのではないかともいわれていた。

39) 批判的な見解も含む諸学説については、鳥谷部茂・判批・私法判例リマークス36号（2008年〈上〉）18-21頁、角・新注釈民法(7)602頁以下参照。

り渡すことができる。」という文言だけからは、明確ではなかった<sup>40)</sup>。最高裁判例（前掲最判昭和53・12・15）も、当初は将来債権の譲渡可能な範囲を制限的に解釈していたこともあった。その後、最高裁は、将来債権の譲渡を広く認める立場を明らかにした（前掲最判平成11・1・29）。これについて、多数の学説の支持を受けて、今般、改正民法466条の6が1項で「債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。」とし、さらに2項が「債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」と定める。将来債権の譲渡の対抗要件も、467条によって、一般の債権と同様に、確定日付ある証書によって譲渡人が債務者に通知または債務者が承諾すれば、債務者その他の第三者に対抗することができる旨が明定された<sup>41)</sup>。そして、この規制が債権質にも及ぼされ、改正民法364条が将来債権について質権が設定された場合にも、同法467条に従い、確定日付のある証書によって第三債務者にその質権の設定を通知または第三債務者がこれを承諾すれば、第三債務者その他の第三者に対抗できる旨が定められた<sup>42)</sup>。加えて、債権質の設定に際して要求されていた証書の交付という要物性の規定（旧法363条）は削除された。指図証券の質入れについては520条の7が設けられている。

以上の改正によって継続契約に基づく保険金請求権への質権設定は、将来債権の質入れとしてこれを有効に行えることが明らかになったといえよう。損害保険実務が抱いていた従来の疑念はおよそ払拭されたのではないかと思われる。

---

40) 筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務 2018年）174頁。

41) 法制審議会民法（債権関係）部会においても、上述の将来債権譲渡に関する一連の判例を明文化する方針で立案作業が行われていた。同部会資料74A、PDF版8-10頁参照。

42) 本条は、将来債権の譲渡を含む債権譲渡に関する規律の整備を受けて、所要の文言変更をしたものであるといわれる。潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会 2018年）346頁。

## V 改正民法下の将来の保険金請求権に対する質権設定

### 1. 将来債権の質入れの有効要件

改正民法362条、364条および466条の6・467条の下では、譲渡・換価可能である限り、将来債権に質権を設定できることが明らかである<sup>43)</sup>。その有効要件は、これまでの将来債権の譲渡・譲渡担保に関する判例に基づいて解釈すれば、質権設定契約において目的となる債権の範囲が特定されていることである（特定性の要件）。具体的には、第三債務者、債権発生原因、債権発生時期、金額、弁済期などの債権の要素の全部または一部によって、当事者間で、ある債権が目的債権に当たるか否かが明確になっていれば特定性要件は満たされ、これらのどの要素も必須ではなく、「第三債務者の確定がなく、設定者が現在および将来有する一切の金銭債権」でも特定性があるとされる<sup>44)</sup>。その債権発生の確実性は要件とはならないと解される<sup>45)</sup>。その債権が発生しないときには、将来債権の譲渡・譲渡担保の場合は、債権の譲渡人が譲受人に対して債務不履行の責任を負うかどうかの問題になるにすぎないからである<sup>46)</sup>。債権質の場合も、担保価値維持義務を含めて、同様に解することができよう。具体的にその債権が発生すれば、質権設定者の何らの行為を要することなく、当然にその債権に質権

---

43) 道垣内弘人『担保物権法【第4版】』（有斐閣 2017年）110頁、安永・前掲書396頁、道垣内弘人編『新注釈民法(6) 物権(3)』（有斐閣 2019年）[直井義典] 533頁、内田貴『民法Ⅲ 第4版 債権総論・担保物権』（東京大学出版会 2020年）591頁。

44) 松岡久和『担保物権法』（日本評論社 2017年）358頁、道垣内・前掲注43) 書356-357頁、安永・前掲書437頁、角・新注釈民法(7) 606頁。最判平成12・4・21 民集54巻4号1562頁は、集合債権譲渡予約の事案であるが、一般的に「予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」と判示していた。学説上も集合債権譲渡についてこのような解釈が支持されていた。磯村保＝鎌田薫＝河上正二＝中舎寛樹『民法トライアル教室』（有斐閣 1999年）[鎌田薫] 162頁参照。

45) 前掲最判平成11・1・29 参照。

46) 安永・前掲書437頁。

が生ずると解される。

理論的には、上述のように、将来発生する債権の質入れとは、その債権の処分権を行使して質入れすることと解することができ、これによって質権設定者は、質権者に対抗要件を具備させるときは、少なくとも第一順位の質権設定の権能を失うと解される。その結果、質権者は、債権が発生すれば、当然にそれにつき質権を得ることになる。

## 2. 質入れの対抗要件と対抗力取得の時期

将来債権に質権を設定したことの対抗要件は、改正民法364条が同法467条の債権譲渡の規定を準用しているから、質権設定者が、通常の債権と同じく、質権者への将来債権の質入れにつき第三債務者に確定日付ある通知をし、または第三債務者が確定日付ある承諾をすることである。そこでは、どの債権が質入れされたのか、第三債務者が判別できる程度に特定をする必要がある<sup>47)</sup>。

この通知・承諾によってその通知・承諾のなされた時点から、質権者は第三者に対して将来債権の質権を対抗することができる。この通知・承諾は、未発生の特定の債権についても質権の設定が行われたという事実（あるいは将来債権に質権を設定したという処分権の行使結果）を通知・承諾するものであると解される<sup>48)</sup>。

## 3. 将来の保険金請求権への質権設定

### (1) 継続契約等の保険金請求権

損害保険契約に基づく保険金請求権が、債権者のために、被保険者とその債権者との間で「本保険契約およびその継続契約による保険金請求権の

---

47) 道垣内・前掲注43)書357頁、安永・前掲書438-439頁は、債権譲渡の対抗要件は、特定の債権の譲渡の有無に関する問い合わせに債務者が情報提供・回答を行えることを前提として成立しているといわれる。角・新注釈民法(7)607頁も参照。

48) 安永・前掲書439頁。

上に質権を設定する」旨の継続文言を加えて質権設定契約がなされ、これを質権設定者が保険者に確定日付のある通知をしまたは保険者の承諾を得れば、被担保債権が存続する範囲で、将来の保険金請求権にも質権が設定され、それが保険者を含む第三者にも対抗しうることになると解される。また、継続契約以外であっても、対象となる保険金請求権が特定性を有するときは、将来の保険契約に基づく保険金請求権に質権を設定することが可能であると解される。

すなわち、継続契約等による保険金請求権は、質権設定契約時点ではまだ生じていない債権であり、継続契約自体がまだ締結されているわけではない。しかし、質権設定当事者間においてはこの保険金請求権を債権者の継続的な担保とすることで合意しており、その意思は確定している。通常、その効力を発生させない何らかの停止条件や付款があるものではない。保険金請求権は、保険事故が発生し、それにより被保険利益に損害が発生して始めて具体的に請求することができる金銭債権になるが、保険事故が発生しない場合でも、被保険者が保険者のリスク負担という経済的給付を得られるものである。それは、具体的な金銭債権になった保険金請求権と対比して、抽象的保険金請求権ともいわれる。そのような内容をもつ権利として損害保険契約によって現実化するものであるが、未だ締結されていない継続契約における保険金請求権は、その契約の締結によって現実化する将来債権である。その内容も特定しており、明確であって、通常、質権設定者の事業運営などに過度の負担を強いるものではないし、他の債権者に不当な不利益を与えるものではない。したがって、この質権設定が質権設定者によって保険者に確定日付ある通知をされまたは保険者の承諾を得ることによってその時点から第三者に対する対抗要件を具備することができる」と解される。継続契約の締結のつど、改めて質権設定契約ないし対抗要件の具備は必要ではないと解される。

## (2) 国税・地方税債権との関係

問題となることが多い国税債権・地方税債権との関係でも、その法定の納期限前に設定され、対抗力を具備した将来債権に対する質権は、国税債権等に優先すると解される。

国税徴収法15条1項は、「納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限……以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。」とされ、同条2項は、質権者が、換価強制手続においてその執行機関に対し、公正証書や内容証明郵便などにより確定日付のある対抗要件により法定納期限以前に質権が設定されていたことを証明したときに、1項が適用されること、同条3項が、2項の規定により証明された質権は確定日付あるものとされた日に設定されたものとみなす旨を定めている。

同様に、地方税法14条の9第1項も、「納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が地方団体の徴収金の法定納期限等……以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。」とし、同条3項は、質権者が、換価強制手続においてその執行機関に対し、公正証書や内容証明郵便などにより確定日付のある対抗要件により法定納期限以前に質権が設定されていたことを証明したときに、1項が適用されること、同条4項が、3項の規定により証明された質権は確定日付あるものとされた日に設定されたものとみなす旨を定めている。

国税の法定納期限以前に将来債権の譲渡担保が行われ、それが所定の確定日付のあるものにより証明されたときは、譲渡担保権者の権利が国税債権よりも優先する旨を判示した上記最判平成19・2・15を踏まえれば、将来債権の質権についても、上記の諸規定が適用され、法定納期限以前に質権が設定され、かつ確定日付を得ているときは、質権者が優先されると解される。